

インドネシア特許制度の留意点

2013年09月17日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

インドネシアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国の一つです。中でも、インドネシアは、2億4千万人を超える人口を有し、豊富な労働力の獲得先として、また一大消費市場として注目を集めています。各国企業は、アセアン加盟国への特許出願数を増加させる傾向にあり、インドネシアもそのうちの一つの有力な国として考えています。

特許制度については、1989年に特許法が改正された後、第13/1997の改正法が1997年5月7日に施行され、更に特許法が改正され、2001年8月1日に施行された第14/2001の特許法が現行の特許法として適用されています。

【全8頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.